

# 第3編 後期基本計画

## 政策・施策の体系

政策目標1 はつらつ・雄武  
～地域産業の振興～

政策目標2 ぬくもり・雄武  
～保健・医療・福祉の充実～

政策目標3 のびやか・雄武  
～教育・文化の振興～

政策目標4 うるおい・雄武  
～生活環境・生活基盤の充実～

政策目標5 ささえあい・雄武  
～協働によるまちづくりの推進～

# 政策・施策の体系

後期基本計画では、基本構想で定めた5つの政策目標を達成するため、24の基本施策と83の単位施策を体系化します。基本施策には、目標として「基本施策がめざす雄武の姿」と「基本施策指標」を設定します。

政策目標	基本施策（めざす姿）	単 位 施 策
<b>1 はつらつ・雄武</b> 地域産業の振興	1 農業の振興 （わが国の食料供給基地の一翼）	(1)土地基盤の充実 (2)担い手（人・組織）の強化 (3)生産技術の向上 (4)安全・安心な農業の振興 (5)農業による地域の活性化
	2 林業の振興 （百年先を見据えた地域林業）	(1)生産体制の強化 (2)多面的機能の発揮
	3 水産業の振興 （雄武ブランドとして高い評価）	(1)水産資源の保護・増大 (2)経営基盤の強化 (3)消費・流通対策の拡大
	4 商工業の振興 （高品質の生産・建設、市場拡大）	(1)事業所の体力づくりへの支援 (2)多様なビジネス展開の促進 (3)町民を支える商店街づくりへの支援 (4)勤労者の就労環境の向上
	5 観光の振興 （観光客が堅調に増加）	(1)雄武観光の売り込み (2)雄武観光の魅力化 (3)おもてなし力の強化
<b>2 めくもり・雄武</b> 保健・医療・福祉の充実	6 保健・医療の充実 （医療確保・元気な住民が増加）	(1)主体的な健康づくりの促進 (2)成人保健の充実 (3)母子保健・女性の健康支援の充実 (4)メンタルヘルス対策の推進 (5)地域医療体制維持の確立
	7 高齢者支援の充実 （高齢者が安心・いきいき）	(1)地域包括ケアの推進 (2)生活支援の充実 (3)社会参加の促進
	8 子育て・子育ての充実 （地域全体で子育て）	(1)「子育て」支援の強化 (2)「子育て」支援の強化 (3)少子化問題への対応 (4)ひとり親家庭支援の充実
	9 障がい者支援の充実 （障がい者が自立・いきいき）	(1)生活支援の充実 (2)ニーズに対応した教育・保育の推進 (3)社会参加の促進
	10 地域福祉の推進 （誰もが地域で自立・安心）	(1)福祉意識の醸成 (2)ボランティアの育成とネットワーク化の促進 (3)地域の「たまり場」づくりの促進 (4)人にやさしいまちづくりの推進
	11 社会保障制度の充実 （制度の安定した運営）	(1)国民健康保険・後期高齢者医療保険運営の安定化 (2)年金相談対応等の充実 (3)介護保険運営の安定化 (4)低所得者の自立の支援



政策目標	基本施策（めざす姿）	単 位 施 策
<b>3</b> のびやか・雄武 〔教育・文化の振興〕	12 学校教育の充実 （意欲をもった子どもたちが育つ）	(1)小中学校の教育内容の充実 (2)小中学校の教育環境の充実 (3)開かれた学校づくりの推進 (4)不登校等の子どもたちへのサポートの推進 (5)高校への継続的な支援
	13 生涯学習・生涯スポーツの推進 （活動を楽しみ、まちづくりに還元）	(1)推進体制の強化 (2)学習・スポーツ活動の推進 (3)青少年教育の推進 (4)図書サービスの充実 (5)施設・備品の有効活用
	14 芸術・文化の振興 （意欲的な文化活動、新たな地域文化）	(1)歴史文化の保存と継承 (2)芸術・文化活動の促進 (3)新たな文化の創造
<b>4</b> うるおい・雄武 〔生活環境・生活基盤の充実〕	15 環境の保全 （自然の循環メカニズムの保全、美しいまち）	(1)自然環境の保護・再生 (2)地球環境保全対策の推進 (3)景観形成・環境美化・公害防止の推進 (4)ごみ・し尿処理の推進 (5)エネルギーの有効利用
	16 交通体系の整備 （道路環境の向上・公共交通の確保）	(1)道路環境の向上 (2)公共交通の維持・確保
	17 上・下水道の整備 （水の安定供給、排水の適切な浄化）	(1)水道の安定供給 (2)下水道の普及促進
	18 住環境の整備 （良好な住宅の確保、公園充実）	(1)良好な住宅・宅地の供給 (2)良好な住生活の確保 (3)公園・緑地の充実 (4)都市計画の推進
	19 消防・救急・防災体制の強化 （地域ぐるみで安心な備え）	(1)災害予防対策・危機管理対策の強化 (2)応急体制の強化 (3)消防・救急体制の充実
	20 防犯・交通安全の推進 （犯罪や事故のないまち）	(1)防犯体制の強化 (2)交通安全対策の推進
	21 情報通信網の整備・充実 （情報を生活や産業振興に活用）	(1)地域情報化の推進 (2)行政情報化の推進
<b>5</b> ささえあい・雄武 〔協働によるまちづくりの推進〕	22 町民主体のまちづくりの推進 （連帯感と情熱あふれる地域づくり）	(1)地域づくり活動の促進 (2)まちづくり情報の共有化 (3)町民との協働体制の構築
	23 多様な交流の促進 （多様な分野で交流が進む）	(1)国際交流の促進 (2)地域間交流の促進 (3)男女共同参画の推進
	24 効果的・効率的な行政経営 （町民本位の自立した行政経営）	(1)計画行政の推進 (2)職員の活性化 (3)地方分権型行政の推進 (4)財政の安定化



政策目標別後期基本計画

# 1 はつらつ・雄武

～地域産業の振興～

農業の振興

林業の振興

水産業の振興

商工業の振興

観光の振興

# 農業の振興

## 取り巻く環境の変化

わが町の酪農・肉用牛生産は、豊富な土地基盤を背景に規模拡大を進めてきましたが、後継者不足が顕在化しているため、担い手の育成・確保と生産性の高い経営基盤の確立が極めて重要な課題となっています。また、家畜排せつ物の適正処理を一層進めるとともに、処理後の堆肥を農地に還元し、循環型農業を展開していくことも重要です。

BSE や食品不正表示の問題を契機として、食の安全に対する関心が高まっています。今後も各農家や JA、乳業メーカーが連携し、生産・加工・流通の各段階におけるリスク管理を徹底する必要があります。

わが町の農業は、酪農・肉用牛生産が中心ですが、飼料としての牧草やデントコーン、近年ではダツタンそばなどの栽培も行われています。小規模であっても、加工など二次的効果が期待できる

畑作振興も必要です。

また、わが町の農業は、加工や直売などによる地域ブランド化の取り組みがあまり進められていませんが、地産地消を通じた食育などの効果を考える中で、こうした取り組みを進めていくことも必要です。

平成 27 年までにすべての貿易の関税をゼロにする TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）加盟の是非が問われる中、わが国の農林水産業は、世界各国と比較して土地条件や人件費等の条件が大きく異なり、関税をかけて保護・育成していくことが不可欠であり、単なる経済活動にとどまらず、国土の保全、食料自給率の確保など、多面的機能を有する農林水産業を保護・育成し、未来につないでいくために、TPP 問題に注視していく必要があります。

## めざす雄武の姿

意欲ある担い手によってゆとりある農業生産が行われ、わが国の食料供給基地の一翼を担っています。

## 基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 29 年度
農業生産額	40 億円 (17 年度)	38 億円	45 億円
農家戸数 (生乳出荷)	76 戸	66 戸	66 戸
後継者対策・酪農体験の実習生年間受入人数	2 人	1.5 人 (20~23 年度平均)	2 人 (25~29 年度平均)
新規就農戸数	0 戸 (15~18 年度)	0 戸 (20~23 年度)	2 戸 (25~29 年度)
農業生産法人数	3 法人	4 法人	5 法人
生乳生産量	35,853 t	37,197 t (20~23 年度平均)	40,000 t



## 基本施策の体系

【 基本施策 】

農業の振興

【 単位施策 】

1 土地基盤の充実

2 担い手（人・組織）の強化

3 生産技術の向上

4 安全・安心な農業の振興

5 農業による地域の活性化

## 単位施策の内容

### 1 土地基盤の充実

関係機関と連携しながら、かんがいや草地更新など土地利用の基盤整備を円滑に推進するとともに、こうした基盤を適切に維持管理します。また、担い手への農地集積を誘導します。

### 2 担い手（人・組織）の強化

農業後継者を育成・確保し、作業効率化により営農を強化するために、新規就農支援や酪農ヘルパーの強化、預託飼養の推進、コントラクター※1組織の育成、TMRセンター※2の設置、さらには農業生産法人など中核的な担い手の育成などを働きかけていきます。

※1 飼料の収穫などを請け負い、個人で大規模に経営する酪農家の作業軽減を図る組織。

※2 酪農家数件で法人化し、草地管理、自給飼料の共同調整・貯蔵及び TMR（混合飼料）の調整・宅配までをシステム化して共同運営・共同経営する組織。

### 3 生産技術の向上

農業改良普及センターなどと連携し、酪農経営について、適切な飼料給与や、飼養管理技術の改善、優良雌牛判別生産など、生産技術向上の取り組みを進めます。

### 4 安全・安心な農業の振興

農業者・農業団体と連携しながら、家畜排せつ物の処理、使用済み農業用資材適正回収、搾乳施設からの排水の処理を徹底するとともに、漁業・水産加工業と連携した環境保全対策を推進します。さらに、農場 HACCP※など、農畜産物の生産・加工・流通の各段階におけるリスク管理を徹底します。

※ HACCP（ハサップ）とは、原料の入荷から製造、出荷までの全ての工程を継続的に監視・記録し、異常が認められた時点で対策を取り、問題を解決する衛生管理手法。農場は、開放空間で生きた家畜を扱うため、外部から遮断された食品製造工場と同レベルの HACCP を導入することは困難であるが、この考え方を取り入れ、衛生管理手法をレベルアップさせることができると考えられている。

### 5 農業による地域の活性化

加工品の企画・開発を進めるとともに、直売・ネット販売の強化や、学校給食、イベントでの地産地消の拡大などにより、雄武産農畜産物のブランド力を底上げします。

快適な農村環境づくりを進めるとともに、グリーン・ツーリズムの振興をめざし、農業体験の受け皿づくりを進めます。

# 林業の振興

## 取り巻く環境の変化

わが町を含む北見山地は、エゾマツ、トドマツ、イタヤ、ミズナラ、かば類などの豊富な森林資源を有し、地域の林業はわが国の近代化に大きく貢献しました。

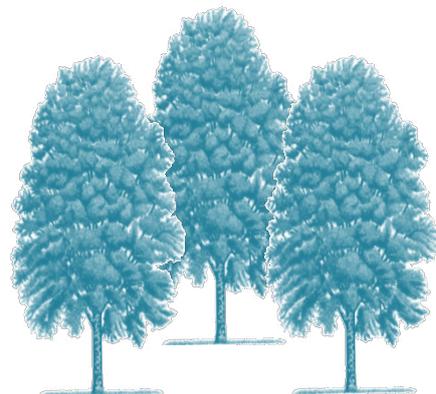
昭和30年代以降、安価な外材の輸入により価格競争力が低下し、わが国全体の林業が低迷する中、わが町においても、素材生産・出荷はわずかで、担い手の減少や高齢化も課題となっています。

一方、平成21年に、農林水産省が10年後の国産材自給率の50%への倍増をめざした「森林・林業再生プラン」を策定するとともに、平成23年には森林法を改正し、将来的な活用のための育成・管理を主体とした林野行政から、積極的な伐採、販売を行う林野行政への転換が図られています。

わが町を含む網走西部地域でも、林業再生に向けた動きは進みつつあり、わが町でも平成23年には89戸の林家が地場産材の付加価値を高めるため、森林認証の全国規格（SGEC）を取得したところです。

山林を適正に管理することは、地域の水源の涵養や、災害の抑制、環境や景観の保全のためだけでなく、開発途上国での乱伐抑制など、地球環境保全のためにも重要です。

現在のところ、認証材を含め、地域材の伐採・出荷はわずかですが、計画的な森林施業の定着、集約化と路網整備の進展、需要の喚起を図り、産業として確立していくことが求められます。



## めざす雄武の姿

百年先を見据えた地域林業により、木材や林産物が私たちの、そして全国の人々の生活に活かされています。

## 基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成18年度	平成23年度 (20～23年度平均)	平成29年度 (25～29年度平均)
町有林・民有林の人口造林面積	57ha	64.6ha (20～23年度平均)	70ha (25～29年度平均)
町有林・民有林の除間伐面積	283ha	344.4ha (20～23年度平均)	400ha (25～29年度平均)
森林作業員数	29人	26人	26人
町有林の素材売払金額	0円	850万円	1,000万円
SGEC 森林認証取得面積	0ha	5,288ha	10,000ha



## 基本施策の体系

【 基本 施 策 】

林業の振興

【 単 位 施 策 】

1 生産体制の強化

2 多面的機能の発揮

## 単位施策の内容

### 1 生産体制の強化

福利厚生面への支援などによる担い手の確保や、機械化等による一層の作業合理化、木材生産・搬出に欠かせない林道網の整備、クマ、シカ等による林業被害を抑制する取り組みを進め、造林、下刈り、間伐など、計画的な保育と、原木・チップなどの生産を働きかけていきます。

また、町内林家の森林認証の取得を促進するとともに、住宅や公共施設での地元産材の普及に努めます。



### 2 多面的機能の発揮

町内森林の多面的機能を発揮させるため、魚つきの森の育成などによる上下流の生態系循環の確保や、水源涵養・災害防止につながる治山事業の推進、森林体験の拡大、特用林産物やバイオマスの研究、カーボン・オフセットの研究などを進めます。



↑ 緑と親しむ町民の集い



↑ 悠久の森

# 水産業の振興

## 取り巻く環境の変化

ホタテ桁曳漁やサケ・マス類の定置網漁、毛ガニの籠漁、タコの箱やいさり曳漁、ナマコ桁曳漁、イカ、ホッケ、カレイなどの底建網漁や刺し網漁、マツカによるコンブ漁など豊かな水産資源に恵まれた水産業はわが町の基幹産業です。水産加工業など関連産業への波及効果も大きく、地域経済全体の活性化を図る上でも根幹をなしています。

この間、国・道による各漁港の整備事業が計画的に進められるとともに、冷蔵施設、HACCP※対応の加工施設など関連施設の充実が図られ、生産性が着実に向上しています。また、ホタテ貝の漁場の「沖出し」や貝殻散布による漁場改良など、「つくり育てる漁業」の強化に向けた漁場整備を進めてきました。

また、雄武地域マリンビジョンに基づき、様々な消費・流通対策を進め、「メジカ」に次ぐ「雄宝」ブランドの展開や、セイコーマートでの「雄武産利尻昆布手巻きおにぎり」の製品化など、雄武ブランドの付加価値の一層の向上が図られました。

水産業を取り巻く情勢は、気候変動や乱獲に

よる漁獲の不安定化や、燃料高騰、水域環境保全に対する費用負担の増大、ロシアからの加工原魚輸入の先行き不透明感など、決して楽観できない状況にあります。高度経済成長をとげる中国を中心に海外需要が急増するなど、追い風も吹いています。

わが町の水産業の発展は、「確かな地域力」で町を牽引していくため、そして、わが国の食料自給を確保していくために極めて重要です。これまでの成果を継承しながら、「つくり育てる漁業」を基軸に、安定した漁獲と漁業資源の維持培養を進め、地域ブランドとしての格を向上させていくことが期待されます。

※原料の入荷から製造、出荷までの全ての工程において、危害を防止するための重要な工程を特定して、そのポイントを継続的に監視・記録(モニタリング)し、異常が認められた時点で対策を取り、問題を解決する衛生管理手法。主に最終製品の抜き取り検査によって行う従来型の衛生管理手法と対比される。



## めざす雄武の姿

流水が育む良好な生息環境のもと、多様な水産資源が適切に管理・漁獲され、雄武ブランドとして高い評価を受けています。

## 基本施策指標

指 標 名	実 績 値			目 標 値
	平成 18 年度	平成 23 年度		平成 29 年度
漁業生産額	40 億円	46 億円 (20～23 年度平均)	→	50 億円 (25～29 年度平均)
ホタテ生産量	7,911 t	13,313 t (20～23 年度平均)	→	18,000 t (25～29 年度平均)
サケ・マス漁獲量	3,672 t	2,745 t (20～23 年度平均)	→	3,500 t (25～29 年度平均)



## 基本施策の体系

【 基本施策 】

水産業の振興

【 単位施策 】

1 水産資源の保護・増大

2 経営基盤の強化

3 消費・流通対策の拡大

## 単位施策の内容

### 1 水産資源の保護・増大

漁協などと連携しながら、貝殻散布や有害生物駆除などによるホタテ漁場の安定化、藻場造成による餌料環境の向上を図り、コンブ、ウニや根付魚類など水産資源の増大を図ります。また、カニ類などの資源管理を徹底するとともに、サケ・マスの回帰率向上、ナマコの増殖試験調査、オニシ湖でのしじみ貝増産に向けた取り組みを進めます。



↑ さけ・ます稚魚の放流



↑ 有害生物駆除作業（ヒトデ）

### 2 経営基盤の強化

漁協などと連携し、制度融資など経営体の経営安定につながる取り組みを進めます。また、安全で安定した操業、生産性向上、さらには HACCP への対応を図るため、国・道と連携しながら、雄武漁港、元稲府漁港の衛生管理型漁港施設や荷さばき施設などの関連施設の整備、沢木漁港、幌内漁港については、生産拠点漁港として機能強化を図り、漁業生産性の向上・安全操業に向けた整備を進めます。また、海難事故防止対策を充実するとともに、遊漁との共存ルールを徹底します。

### 3 消費・流通対策の拡大

地域が一体となって、水揚げから加工、流通に至る衛生管理や鮮度・品質の保持を進め、雄武ブランドの付加価値を高めます。また、サケの白子など低利用資源による加工品の開発や効果的な販売戦略を創意・工夫し、消費の拡大につなげます。さらに、漁業・水産加工の公開や体験など、マリン・ツーリズムを展開していきます。

# 商工業の振興

## 取り巻く環境の変化

わが町の製造業は、出荷額の95%を食品加工業が占めており、そのほとんどが地域の原料の活用を基本とした地場産業です。平成21年3月にオホーツクニチロ雄武工場が稚内工場に集約化され、町全体の製造品出荷額等が減少を余儀なくされましたが、漁港の整備による地元水産資源の増強や、海外需要の拡大など、明るい材料もあり、高品質な製品の堅実な生産と他地域との差別化による付加価値の向上に努めていくことが重要です。

建設業は、公共事業や住宅需要の減少によりわが国全体で産業規模の縮小を余儀なくされ、特に道内はその傾向が顕著です。わが町では、異業種への進出などに活路を開く事業所もみられますが、今後も、道や関係団体と連携しながら、本業の安定を基本に、企業力等の強化を促進していく必要があります。

わが町の商業は、近隣市などの大型小売店への消費流出が進み、町内の商店数・従業者数は減少を続

けています。しかし、わが町は、日用買回り品などは商圏の独立性が保たれていることから、今後も町民ニーズに沿った店づくりを支援し、こうした小売業を振興していくことが重要です。

一方、物品のレンタルやサービスの提供・仲介などを行う「サービス業」は、現代の商業における主要な位置を占めています。多様なビジネスモデルの開拓などにより、マーケット規模の拡大が期待できるため、こうした「サービス業」に焦点をあてた振興策を進めていくことも重要です。

人口減少と高齢化は、わが町だけでなく、わが国全体で進みます。商業は、域内マーケットだけに依存するのではなく、ネット販売などを活用して、域外マーケットの拡大を図ることが重要です。また、水産加工業をはじめ、域外マーケット産業である製造業は、地域の他の産業との連携を深め、雄武ブランドとして付加価値を高めていくことが重要です。

## めざす雄武の姿

高い技術力に裏付けられた高品質の生産・建設が人々の豊かな暮らしを支えるとともに、全国さらには海外をマーケットにした商業を展開しています。

## 基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 29 年度
製造品出荷額等（食料品+その他）	163 億円 (平成 17 年)	128 億円	150 億円
建設業就業者数	308 人 (平成 17 年)	249 人 (平成 22 年)	250 人
年間商品販売額	125 億円 (平成 16 年)	商業統計調査中止（経済センサスにて調査、未公表）	140 億円
サービス業就業者数	858 人 (平成 17 年)	599 人 (平成 22 年)	600 人
異業種進出企業数の累計	2 法人	2 法人	5 法人
異業種連携により開発された特産品の累積数	1 品目	1 品目	5 品目



## 基本施策の体系

【基本施策】

商工業の振興

【単位施策】

- 1 事業所の体力づくりへの支援
- 2 多様なビジネス展開の促進
- 3 町民を支える商店街づくりへの支援
- 4 勤労者の就労環境の向上

## 単位施策の内容

### 1 事業所の体力づくりへの支援

商工会等と連携し、町内企業の技術開発や情報化・近代化、環境対策などへの指導や経済的支援を進めます。



↑お得だよ商品券

### 2 多様なビジネス展開の促進

商工会等と連携し、研修会の充実や異業種交流の拡大などを進め、起業家支援や新しいビジネスモデルの発見など多様なビジネス展開につなげ、内発的な地域産業の育成、高次化を図ります。

### 3 町民を支える商店街づくりへの支援

日常の食材、日用品等の購入に欠かせない地元商店の振興を図るとともに、商工会による買物環境向上事業への支援を進めます。



↑買物環境向上事業「移動販売車」

### 4 勤労者の就労環境の向上

就労対策における、就労環境の向上などに関係機関に働きかけていきます。

# 観光の振興

## 取り巻く環境の変化

わが町の観光は、ドライブやツーリング・サイクリングの方々、釣り客、ツアー旅行者を中心とした立ち寄り型で、北海道観光のメインルート上にはないこともあり、集客は年間 12 万人程度と少なく、年々、減少傾向となっています。

「ホテル日の出岬」の海を眺める露天風呂や、「岬の展望台ラ・ルーナ」、「道の駅展望塔」、飲食・土産店、各種イベントなどが観光資源ですが、集客力の脆弱性は否めません。

しかし、人々の自然志向や健康志向が高まる中、全国的に希少なオホーツクの自然を背景に、本物の食の魅力を堪能できるわが町の観光は、これから大きく飛躍することが期待できます。

そのため、全国級の地域資源である流水や釣り、野花、牧野景観、農水産物などの観光活用を図り、それらの魅力を多様な手段で積極的に情報発信するなど、長期的ビジョンに立った観光振興策が必要であるとともに、施策を実現するためには、地域資源を有機的かつ専属的にコーディネートする体制づくりとして、雄武町観光協会などが中心となって、人材育成及び組織の強化に努めることが重要となっています。

特に、平成 10 年の開業からまもなく 15 年を迎える「ホテル日の出岬」は、施設内に更新が必要な箇所も出てきており、その更新にあわせて集客機能の強化を図ることが期待されています。



## めざす雄武の姿

わが町の観光資源が内外から高く評価され、観光客が堅調に増加しています。

## 基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成 18 年度	平成 23 年度 (20~23 年度平均)	平成 29 年度
年間観光入り込み客数	12.4 万人	11.8 万人 (20~23 年度平均)	15 万人
観光イベント参加者数	2.6 万人	3.5 万人	4 万人
観光の満足度（町民）	13%	17%	25%



## 基本施策の体系

【 基本施策 】

観光の振興

【 単位施策 】

1 雄武観光の売り込み

2 雄武観光の魅力化

3 おもてなし力の強化

## 単位施策の内容

### 1 雄武観光の売り込み

流水とカニ・ホタテ・サケ・乳製品があり、斜網海岸や稚内西海岸に負けない広大な海岸酪農景観を楽しむことから「北海道で最も北海道らしいまち」として、全国に雄武観光を売り込みます。

また、都市居住者が好奇心や探究心を持つ雄武ならではの「エピソード」について情報発信します。



### 2 雄武観光の魅力化

町民の協力を得ながら、滞在型観光の取り組みと、地域イベントの充実・連携を進めます。釣りや貝採取、自然鑑賞、農・水産加工などの「体験メニュー」について提供体制の確立をめざします。

### 3 おもてなし力の強化

ホテル日の出岬の機能強化を図るとともに、日の出岬周辺の再整備、通年型土産品としての水産加工品やだったんそば関連商品等の生産増強、心づかいなどの接客マナーの向上など、ハード・ソフト両面から、雄武観光のおもてなし力を強化します。また、農家・漁家民宿の開設を積極的に支援していきます。



## 雄武の資源を生かした6次産業化のイメージ



確かな生産・第1次産業 × 素材を生かす・第2次産業 × 知恵と工夫の・第3次産業  
 生産基盤・生産技術・経営体強化 加工の高次化・技術向上・高付加価値化 地場産業と連携した商業・観光・まちづくり  
 〓 第6次産業

“オール雄武産”で6次産業化を推進。  
 地域内外の経済効果で  
 地域力を強化！

地産地消で  
 雄武産を  
 愛そう



全国・  
 世界に  
 目を向ける



観光客を  
 新たな市場に



政策目標別後期基本計画

# 2 ぬくもり・雄武

～保健・医療・福祉の充実～

保健・医療の充実

高齢者支援の充実

子育て・子育て支援の充実

障がい者支援の充実

地域福祉の推進

社会保障制度の充実

# 保健・医療の充実

## 取り巻く環境の変化

町民一人ひとりが自ら主体的に疾病予防・健康づくりに取り組むことが重要という認識のもと、町ではそれをサポートする各種事業に取り組んでいます。

特に、運動不足や食生活の変化などにより生活習慣病が増加し、とりわけ、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防対策が急務となっています。町民一人ひとりが健康診査を確実に受診し、疾病の早期発見につなげるとともに、健診結果に基づく保健指導を実践していくことが重要です。

高齢者については、こうした疾病予防とともに、心身の機能の維持・向上を図る介護予防の取り組みを進めていくことも重要です。

母と子の健全な発達・発育のために、出産・育児期の親子の疾病予防・健康増進の取り組みを進めるとともに、相談事業などにより育児不安の解

消を図っていくことも重要です。

心の病気やストレス、悩みなど、多様な問題の改善・解決に努めていくことが必要です。

地域医療については、町民の医療ニーズへの期待が一層高まっている中、町の公的医療機関である国民健康保険病院の医療体制確保とその充実が進められてきており、さらに地域包括ケアを推進する国保直診病院としての役割もより重要となってきています。また、これまで西紋別地域住民の2次医療と2次救急を担ってきた道立紋別病院は、平成23年4月から西紋別地区5市町村が共同設置した企業団により運営が移管され、圏域内の地域に密着した広域紋別病院として、質の高い医療サービスを提供していくことが求められています。

## めざす雄武の姿

安心して医療を受けられる体制が確保されるとともに、健康で、元気に暮らす町民が増えています。



## 基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 29 年度
40～74 歳の内臓脂肪症候群の該当者・予備群の減少率	—	8%減	平成 20 年度比で 10%減
特定健康診査の受診率	—	32.9%	60%
健康づくり事業の参加人数	993 人	1,693 人	2,000 人
乳幼児健診の受診率平均	98.1%	98.9%	99%
育児不安を感じる親の割合	48.3% (16 年度)	12.5% (21 年度)	10%
公的医療機関の設置数	1 か所	1 か所	現状維持



## 基本施策の体系

【 基本施策 】

保健・医療の充実

【 単 位 施 策 】

1 主体的な健康づくりの促進

2 成人保健の充実

3 母子保健・女性の健康支援の充実

4 メンタルヘルス対策の推進

5 地域医療体制維持の推進

## 単位施策の内容

### 1 主体的な健康づくりの促進

多くの町民が健康づくり活動に主体的に取り組めるよう、保健分野を軸に生涯学習・生涯スポーツ分野が連携して、様々な健康づくり事業を推進します。

### 2 成人保健の充実

健康診査やがん検診などにより、疾病の早期発見に努めるとともに、生活習慣病予備群の方などに対して適切な保健指導を実施し、重度化を防止します。



↑ 健康診査の様子

### 3 母子保健・女性の健康支援の充実

妊娠・出産期や思春期・更年期等の健康の増進と、乳幼児の疾病や障がいの早期発見、さらには育児不安の軽減を図るため、母子保健や女性の健康支援の取り組みを充実します。

### 4 メンタルヘルス対策の推進

町民の悩みや不安の改善・解消や、精神障がい者の社会参加の拡大を図るため、各種メンタルヘルス対策を推進します。

### 5 地域医療体制維持の推進

本町の地域状況や医療制度改正等に適切な対応を図っていくため、配置基準等に依じた医師及び医療技術者の充足数の確保とともに、その他必要とされる医療体制確保に向け、適切な人的配置や計画的な物的整備を推進します。また、2次医療を担う広域紋別病院をはじめ、近隣病院や診療所との医療連携を進めるとともに、国保直診病院として地域包括ケアの推進を図ります。

# 高齢者支援の充実

## 取り巻く環境の変化

平成12年度に高齢者介護を社会全体で支えるしくみとして介護保険制度が導入され、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）をはじめ通所介護、訪問介護、短期入所などが介護保険サービスに組み込まれ、以来、この介護保険サービスと介護保険外の保健福祉サービス、そして生涯学習などの社会参加施策が、高齢者支援の柱となっています。

平成18年度に介護保険制度が改正され、要介護状態になることや重度化を予防するための事業が導入された後、「地域包括支援センター」を拠点に、高齢者一人ひとりへの総合的な支援を行うしくみづくりを進めてきました。

平成24年3月、雄武町国保病院の26床を介護老人保健施設に転換しました。リハビリテーションを行い在宅復帰をめざすこの施設が町内に設置されたことで、従来からある訪問看護や訪問

診療などと連携しながら、要介護・要医療状態になっても、在宅で暮らし続けられるまちづくりを強化していくことが期待されます。

介護保険制度以外の福祉サービスとして、入浴優待券の交付など各種のサービスを実施するとともに、老人クラブの育成などを進めています。高齢化の一層の進展に対応し、高齢者がいきいきと地域で生活できるよう、支援を強化していくことが必要です。



## めざす雄武の姿

高齢者が誇りと生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしています。

## 基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成18年度	平成23年度	平成29年度
要介護認定率	16%	15.7%	16%
訪問介護の年間利用延回数	2,594回	1,715回	2,000回
デイサービスセンターの月平均利用人数	354人	394人	410人
介護保険施設入所者数	62人	97人	100人
地域支援事業利用者数	5人	32人 (20～23年度延べ)	35人 (25～29年度延べ)
高齢者が生きがいを持って生活している割合	未調査	74.1%	80%



## 基本施策の体系

【 基本施策 】

高齢者支援の充実

【 単位施策 】

1 地域包括ケアの推進

2 生活支援の充実

3 社会参加の促進

## 単位施策の内容

### 1 地域包括ケアの推進

町（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、保健福祉課）、介護サービス事業所、医療機関、地域等が連携しながら、高齢者一人ひとりの生活課題を的確に把握し、サービス担当者会議や地域ケア会議等を通じて情報共有を図りながら、生活の質の維持・向上に努めるとともに、介護サービスについては、重度要介護状態になっても地域で安心して暮らしていけるよう、状態の改善、重度化予防を目指す予防サービスの充実を図ります。

### 2 生活支援の充実

生活機能低下の予防を図るため、地域支援事業での介護予防事業を推進するとともに、各種の在宅福祉事業等の活用や、ボランティアの協力を得ながら、高齢者の見守りや日常生活支援を進めます。



↑ 救急医療情報キット

### 3 社会参加の促進

高齢者自らが生きがいを創り出すとともに、地域づくりへの参画を促進することを目的に、老人クラブの活性化など、生きがい活動を促進します。



↑ ゲートボールを楽しむ高齢者



↑ 保育所園児と長寿クラブとの交流

# 子育て・子育ての充実

## 取り巻く環境の変化

わが町では、平成22年4月に認定こども園「雄武町若草保育所」を開設しました。町内各保育所の老朽化を受け、これまで雄武町になかった幼稚園機能も付加して、町の就学前保育・教育機能の一元化を図ったもので、新設された開放感ある明るい施設で、0～6歳の約120人の子どもたちが、毎日、元気に通っています。若草保育所には、子育てに関する相談や情報提供・交流の場として子育て支援センターも併設され、毎日10組程度の未就園の親子が訪れています。

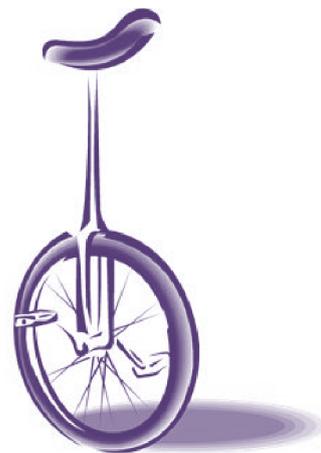
また、「風の子児童センター」では、小学生を中心に、年間延べ2万人以上の子どもたちが集まり、放課後の学習や、読書、一輪車、サッカーなど、様々な活動を行っています。

子どもたちが健やかに育つ「子育て」のためには、子どもたち一人ひとりが、安全、安心な環境のもと、いきいきと活動できる地域づくりが重要です。また、「子育て」の喜びを感じ、子どもと

親が共に成長していくためには、ゆとりを持って子育てができる地域づくりが重要です。

こうした子育て・子育てを応援するために、若草保育所や風の子児童センターの運営、子ども医療費助成など、各種子育て支援事業を充実していくことが求められます。

ひとり親家庭への福祉については、町では各種手当、助成を実施するとともに、民生児童委員と連携しながら、相談などに努めています。ひとり親家庭の多くは、就業の問題や子どもの養育、進学など様々な問題を抱えている状況にあり、自立支援の一層の強化が必要です。



## めざす雄武の姿

子育てが地域全体で支えられ、子どもたちが心身ともに健やかに成長し、安心して子どもを産み、育てています。

## 基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成18年度	平成23年度	平成29年度
保育所利用率	46.7%	62.9%	65%
保育所の保育内容の満足度	80%	未調査	90%
児童センター利用者数（1日当たり）	80.7人	70.2人	85人
子育て支援センターの利用件数	2,115件	1,901件 (20～23年度平均)	2,000件
「子育て支援」全体の満足度	16%	22%	30%



## 基本施策の体系

【基本施策】

子育て・子育ての充実

【単位施策】

1 「子育て」支援の強化

2 「子育て」支援の強化

3 少子化問題への対応

4 ひとり親家庭支援の充実

## 単位施策の内容

### 1 「子育て」支援の強化

保育所（こども園）や児童センターにおいて、自然体験や多世代交流などを積極的に採り入れた保育・教育を推進するとともに、身近で安全な遊び場の確保や、児童虐待の防止対策の推進、さらにはまちぐるみでの見守りなどの安全な生活環境づくりなどに努め、「子育て」支援を地域と一体となって進めます。



↑認定こども園「若草保育所」

### 2 「子育て」支援の強化

保育サービスは、低年齢児保育や一時保育など多様な保育ニーズに対応していくとともに、子育て不安の軽減を図るため、子育て情報の提供や相談、交流の機会拡大を進めます。また、子ども・子育て支援法を受け、保育必要量の認定など、新たな制度改正への対応を進めます。

### 3 少子化問題への対応

子ども時代から「結婚や子どもを持つこと」の大切さ、喜びなどを積極的に啓発するとともに、国・道などと連携しながら、出産や子育てなどに関する経済的支援を推進します。



### 4 ひとり親家庭支援の充実

経済的、精神的不安を軽減するため、民生児童委員や社会福祉協議会などと連携しながら、相談体制を充実するとともに、各種経済的支援制度の周知と活用を促進し、ひとり親家庭の経済的安定と自立につなげます。

# 障がい者支援の充実

## 取り巻く環境の変化

障がい者は、年齢や、障がいの重さ・部位、生活状況などが様々であり、一人ひとりが日々の生活の場面で多種多様な支援ニーズを持っています。

平成 18 年度からの障害者自立支援法により、わが町でも福祉サービスの利用が大幅に伸び、障がい者への支援強化が図られたと言えます。反面、町内に通所施設等がないため、広域での対応となっているものも多い状況です。

障害者自立支援法は、平成 24 年度の制度改正により、介護保険制度にならったケアマネジメント（相談支援）のしくみが導入されるとともに、今後は、難病患者への対象拡大などを柱とする障害者総合支援法に移行することとなっており、その対応が求められます。

また、障がい児や発達に不安を持つ子に対し、各成長過程で最も適切な支援をコーディネートできるよう、保健・医療・福祉・教育の各部門が連携したサポートのしくみを一層強化していくことが求められます。

障がい者が地域で安心して暮らし、様々な活動に参加できるよう、障害者自立支援法による福祉サービスを中心に、保健・医療・福祉、就業、教育、生活環境など、まちづくりのあらゆる面で支援していくことが重要です。



## めざす雄武の姿

障がいがあっても住み慣れた地域で自立して生活し、多くの人に支えられながら、様々な活動にいそいそと参加しています。

## 基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 29 年度
相談支援（ケアマネジメント）の利用者数	—	—	2 人
町地域活動支援センター（仮称）の設置	未設置	未設置	設置
障がい者支援の満足度	15%	17%	25%



## 基本施策の体系

【基本施策】

障がい者支援の充実

【単位施策】

1 生活支援の推進

2 ニーズに対応した教育・保育の推進

3 社会参加の促進

## 単位施策の内容

### 1 生活支援の推進

障がい者が、障がいの状況やライフステージ、家庭や住まいの状況などに応じて、安心していきいきと生活ができるよう、一人ひとりへのきめ細かなケアマネジメントのもと、障害福祉サービスや各種経済的支援などを進めます。



### 2 ニーズに対応した教育・保育の推進

障がい児・親の希望や障がいの実態に応じた教育・保育を受けられるよう、保育所や小中学校のバリアフリー化や、特別支援教育や発達障がい児（者）支援の充実、進路相談体制の充実などを進めます。

### 3 社会参加の促進

ハローワークや養護学校、事業所等と連携しながら、障がい者の一般就労・福祉的就労の確保に努めます。また、障がい者が多様な活動に参加し、充実した生活ができるよう、町地域活動支援センター（仮称）の設置を進めるとともに、情報提供の充実や、ボランティアによる活動支援体制の確保、移動手段的確保を進めます。

# 地域福祉の推進

## 取り巻く環境の変化

少子高齢化の進行、世帯人員の減少、地縁での人間関係の希薄化などにより、高齢者や障がい者、子どもなどを家族や地域社会で支える力が弱まっています。しかし、行政や民間事業者によるサービスとしての福祉には限界があり、それを補うものとして、ボランティアなど自主的な地域福祉活動の推進が重要です。

わが町では、地域福祉の組織的な担い手である社会福祉協議会をはじめ、自治会、民生児童委員、

ボランティア団体、小中学校、高校、保育所、地域住民等が連携してこうした地域福祉活動に取り組んでいます。

東日本大震災により、改めて、地域の絆の大切さが再認識されたところであり、今後もこうした活動の一層の活性化を図り、いざというときに助けあえる、誰もが安心して暮らせるまちを築いていく必要があります。



## めざす雄武の姿

誰もが住み慣れた地域社会の中で自立し、安心して暮らしています。

## 基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 29 年度
社会福祉協議会ボランティア登録者数	47 人	40 人	80 人
福祉施設等での福祉体験の年間延人数	93 人	29 人	60 人



## 基本施策の体系

### 【基本施策】

#### 地域福祉の推進

### 【単位施策】

- 1 福祉意識の醸成
- 2 ボランティアの育成とネットワーク化の促進
- 3 地域の「たまり場」づくりの促進
- 4 人にやさしいまちづくりの推進

## 単位施策の内容

### 1 福祉意識の醸成

保育・幼児教育、学校教育、社会教育の中で一貫した福祉教育を推進するとともに、広報活動、イベントなどあらゆる機会を通じて、福祉意識を醸成します。



↑ 児童と高齢者との異世代交流

### 2 ボランティアの育成とネットワーク化の促進

ボランティアの体験教室や研修会、交流会の充実により、ボランティアの掘り起こしや資質向上を進めます。また、ボランティア情報の提供や、ボランティア同士の横のつながりをコーディネートし、ボランティアネットワークを強化します。

### 3 地域の「たまり場」づくりの促進

地域住民が日頃から気軽に集まり、高齢者や子どもたち、障がい者などの交流が繰り広げられる「たまり場」づくり活動を積極的に支援していきます。



↑ 沢木住民センター「つどーれ」

### 4 人にやさしいまちづくりの推進

公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、公益施設や住宅・事業所への波及をうながしていきます。

# 社会保障制度の充実

## 取り巻く環境の変化

市町村は、昭和36年以来、50年以上にわたり、自営業、無職等の方のための国民健康保険の運営を行っています。長年、小規模な市町村では保険財政が不安定になりやすい、保険料水準の地域間格差が存在するといった課題が指摘されており、平成20年から、75歳以上の部分（各医療保険者からの拠出金等を財源とし、市町村で運営する老人保健制度）が都道府県単位の後期高齢者広域連合による「後期高齢者医療制度」に移行し、平成30年からは、改正国保法により、国保全体の財政運営も都道府県単位の移行される動きもあります。この円滑な移行にむけ、国・道から市町村国保への支援も強化されつつあり、雄武町国保においても、生活習慣病予防などにより医療費の抑制を図りながら、制度の一層の安定化に努めることが求められます。

国民年金は、全国民共通の基礎年金の導入など、老後の生活の支えとして大きな役割を果たしており、平成14年に収納など主要な事務が市町村から国に移管され、社会保険庁改革により、平成22年からは日本年金機構が事務を行っています。町で

は、国民年金の老齢基礎年金受給手続きや、保険料免除の相談や申請の受理、日本年金機構での手続きにつなぐ進達事務などを行っています。今後も、日本年金機構と連携しながら、町民の年金受給権を確保していくことが重要です。

平成12年度からスタートした介護保険制度は、高齢者介護を社会全体で支える仕組みとして導入され、介護の基盤づくりに大きな役割を果たしてきました。介護予防の充実などを図りながら、給付費の増加を抑制し、制度の安定化に取り組んでいくことが必要です。

生活保護制度は、低所得者への社会保障として、欠かせないものです。この事務は道（北海道）で行われていますが、町では民生児童委員と協力しながら、保護申請書の提出を受け、福祉事務所に進達しています。また、保護適用户以外の低所得者への相談や支援も行っています。低所得者世帯は、不況などの影響を受けやすく、また社会的に弱い立場にあることが多く、実態と要望を的確に把握し、適切な指導・援助を行っていく必要があります。

## めざす雄武の姿

少子・高齢化時代を社会全体で支える社会保障制度の安定した運営が図られています。

## 基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成18年度	平成23年度	平成29年度
国保被保険者1人あたり医療費	396,180円	280,845円 (21年度276,846円)	現状維持
一月100万円以上の国保高額受診者数	13人	44人 (20～23年度平均)	30人
介護給付費総額	302,881千円	328,491千円	450,000千円
生活保護率	12.5パーミル※	12.6パーミル※	12.5パーミル※
民生児童委員による相談件数	709件	838件	838件

※パーミル(‰)：1000分の1



## 基本施策の体系

【 基本施策 】

社会保障制度の充実

【 単位施策 】

- 1 国民健康保険・後期高齢者医療保険運営の安定化
- 2 年金相談対応等の充実
- 3 介護保険運営の安定化
- 4 低所得者の自立の支援

## 単位施策の内容

### 1 国民健康保険・後期高齢者医療保険運営の安定化

制度の周知・啓発や、適切な納付相談、受診の適正化、特定健康診査・特定保健指導などの展開により、国民健康保険・後期高齢者医療保険運営の安定化に取り組みます。また、国保財政運営の都道府県単位化や平成26年度に予定されている社会保障カードの導入など、制度改正への適切な対応を図ります。

### 2 年金相談対応等の充実

年金制度の意義や役割、各種の保険料免除制度について、広報・相談を充実するとともに、各種申請の受理・進達などの業務を円滑に推進します。



### 3 介護保険運営の安定化

予防給付や地域支援事業の充実により介護給付費の増加を抑制し、介護保険を健全に運営します。



↑介護老人保健施設（国保病院内）

### 4 低所得者の自立の支援

民生児童委員や社会福祉協議会、福祉事務所などとの連携のもと、低所得者への相談・支援を進めます。



政策目標別後期基本計画

# 3 のびやか・雄武

～教育・文化の振興～

学校教育の充実

生涯学習・生涯スポーツの推進

芸術・文化の振興

# 学校教育の充実

## 取り巻く環境の変化

わが町では、「雄武の未来を拓く、活力あふれる心豊かな人を育む」を町全体の教育目標にすえ、以下の4項目の学校教育目標をめざして教育を推進しています。

第一に、「基礎・基本を身につけ、自ら課題を見つけ自ら解決する創造性豊かな子どもを育てる」。学習指導要領に基づく教科学習や総合学習の時間はもちろんのこと、放課後や長期休業期間中の学習サポートなど、様々な機会を通じ、基礎学力の定着と応用力・創造力の育成を図っています。

第二に、「自然を愛し人を思いやる豊かな心を持ち、進んで心と体をきたえる子どもを育てる」。雄大な自然の中で動植物にふれあい、様々な人々と交流することを通じ、心と体の育成を図っています。

第三に、「人々と協力し、広い視野から新しい課題に主体的に取り組む子どもを育てる」。激動

するこれからの国際化・情報化社会を生き抜く子どもたちを育てるために、英会話やパソコンなど、実用的な知識・技術の習得に力を入れるとともに、コミュニケーション力やチームワークの向上を図っています。

第四に、「ふるさとを愛し、働くことを尊び、住みよい町をつくろうとする子どもを育てる」。地域住民の協力を得ながら職業体験活動を推進し、社会性の発達とふるさと意識の醸成を図っています。

近年、全国的にいじめ、無気力、引きこもりなどが社会問題となっていますが、この解決のためには、「自己の確立」が不可欠であり、そのために、これら4項目の目標をめざした教育を引き続き実践していくことが重要です。



## めざす雄武の姿

郷土への誇りと人を思いやるやさしさを持ち、生きる力と生涯にわたって学び続ける意欲をもった子どもたちが育っています。

## 基本施策指標

指 標 名		実 績 値		目 標 値
		平成 18 年度	平成 23 年度	平成 29 年度
全国学力・学習状況調査で「将来の夢や目標を持っている」と回答した人の割合	小学6年生	67.6% (19年度実績)	44.4% (全道 66.2%)	70%
	中学3年生	42.1% (19年度実績)	57.1% (全道 46.3%)	60%
全国学力・学習状況調査で「学校の授業以外に、普段(月～金曜日)、1日当たり1時間以上勉強をしている」と回答した人の割合	小学6年生	43.2% (19年度実績)	7.4% (全道 41.9%)	45%
	中学3年生	23.8% (19年度実績)	28.6% (全道 63.9%)	65%
特別支援教育支援員の人数		—	1人	2人
教育相談員の人数		—	0人	1人



## 基本施策の体系

### 【基本施策】

#### 学校教育の充実

### 【単位施策】

- 1 小中学校の教育内容の充実
- 2 小中学校の教育環境の充実
- 3 開かれた学校づくりの推進
- 4 不登校等の子どもたちへのサポートの推進
- 5 高校への継続的な支援

## 単位施策の内容

### 1 小中学校の教育内容の充実

児童生徒一人ひとりに配慮しながら個性を生かす教育を推進し、基礎・基本を定着させ、自ら学ぶ意欲を引き出す授業を充実するとともに、特別な支援を必要とする児童生徒に対し支援体制を強化します。また、自然体験や職業体験、国際理解教育、情報教育、食育など、地域に根ざした特色のある学習を推進します。



↑ 外国語指導助手（ALT）による授業

### 2 小中学校の教育環境の充実

北海道教育委員会と連携しながら、研修の充実などにより、教職員等の資質と指導力を向上させるとともに、老朽化した教育施設・設備の計画的な整備・改修や、地域ぐるみの学校安全対策を推進します。

### 3 開かれた学校づくりの推進

学校・家庭・地域が連携し、特色ある学校づくりや地域に開かれた学校を推進するため、学校支援活動の推進、PTA 活動や学校評議員制度の活性化などに取り組みます。



↑ 地域ボランティアによる絵本の読み聞かせ

### 4 不登校等の子どもたちへのサポートの推進

いじめや不登校などに迅速・的確に対応するため、学校、家庭、地域の緊密な連携のもと、相談・指導を強化します。

### 5 高校への継続的な支援

雄武高校については、通学費等や部活動への補助及び資格取得に係る助成を引き続き実施するとともに、高校存続のため魅力ある学校づくりを推進します。

# 生涯学習・生涯スポーツの推進

## 取り巻く環境の変化

私たちは、今日の激しい社会の変化に対処するためにも、また、生きがいや自己実現を得ながら、健康でいきいきと暮らしていくためにも、あらゆる機会を利用して、たえず、学び、スポーツを楽しむことが必要です。

町民のニーズなどに沿った学習・スポーツの機会を持てるよう、町では各種講座やイベント等の開催、文化連盟・体育連盟の各種自主活動の支援などを進めています。

今後も、指導者の養成・確保や活動施設・備品の整備、わかりやすい情報の提供などを通じて、「いつでも・どこでも・だれでも」、スポーツを楽しむまちづくりを進めていくことが必要です。

雄武町の図書館は規模が小さい中で、蔵書の充実や開館時間の拡大等、利用環境の向上を図っていますが、読書スペースの狭隘化などの課題もあって、平成24年度から、学識者や公募町民も交え、「雄武町図書館を考える会」を設置し、図書館を整備することの是非も含め、図書館の今後のあり方について検討を進めているところです。



## めざす雄武の姿

町民一人ひとりが、それぞれの年代やライフスタイルに応じて、学習やスポーツを楽しみ、その成果が豊かなまちづくりに還元されています。

## 基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 29 年度
町主催学習講座の参加率	15.2%	18.7%	30%
週に1回以上、スポーツ活動を行う町民の割合	未調査	48.7%	70%
町主催スポーツ講座の参加率	16.3%	16%	30%
青少年健全育成活動の年間実施回数 (民間・行政)	9回	11.3回 (20～23年度平均)	12回 (25～29年度平均)
子ども会の会員割合	29%	37%	40%
スポーツ少年団員数の割合	17%	19.5%	20%
図書館の町民1人あたり年間貸出し数	4冊	5.9冊 (20～23年度平均)	10冊 (25～29年度平均)



## 基本施策の体系

### 【基本施策】

#### 生涯学習・生涯スポーツの推進

### 【単位施策】

#### 1 推進体制の強化

#### 2 学習・スポーツ活動の推進

#### 3 青少年教育の推進

#### 4 図書サービスの充実

#### 5 生涯教育施設・備品の有効活用

## 単位施策の内容

### 1 推進体制の強化

生涯学習・生涯スポーツ推進体制を強化するため、多様な媒体を通じた情報発信や、指導者の養成、広域連携の強化、さらには家庭教育への支援を進めます。

### 2 学習・スポーツ活動の推進

町民一人ひとりの学習・スポーツニーズに応じた多様な講座・講演会・イベント等を開催します。また、自主サークルを活性化するとともに、学習・スポーツの成果発表の機会を拡大します。さらに、町内でのスポーツ合宿等の受け入れに向けた研究を進めます。

### 3 青少年教育の推進

非行防止など、青少年健全育成活動を活性化するとともに、青少年の創造性をまちづくりに活かすため、子ども会やスポーツ少年団、青年まちづくり組織などの活性化を支援します。

### 4 図書サービスの充実

ニーズに応じて蔵書・資料を充実するとともに、ブックスタート・学校配本や移動図書館の推進など、町民が利用しやすい図書館機能の充実を進めます。



↑図書館職員によるブックスタート

### 5 生涯教育施設・備品の有効活用

既存の施設・備品を有効に活用するとともに、地域住民の協力による管理・運営を進めます。また、老朽化や安全面による施設・備品の管理、維持更新が求められており、多様化するニーズに適った施設整備・備品配置を進めます。

# 芸術・文化の振興

## 取り巻く環境の変化

歴史文化については、わが町には雄武竪穴群遺跡などの埋蔵文化財や、北隆鉱山跡、興浜南線跡などの近代化遺産が多く存在しますが、近隣町村のように文化財指定などによる系統的な保存・活用が図られていない状況です。町民から提供された地域交流センターでの回顧写真等の常設展示などにより、歴史文化に対する関心は高まっており、再評価や保存措置の推進が必要です。

町民の芸術・文化活動については、芸術鑑賞会などを通じて、町民が優れた芸術・文化にふれる機会を拡大するとともに、町民文化祭などにより、文化活動の育成や発表機会を拡充してきました。町民による芸術・文化活動は、まちの新たな文化を創造することにつながるため、今後も、より一層の取り組みが必要です。



## めざす雄武の姿

町民一人ひとりが、豊かな芸術・文化にふれながら生活し、意欲的な活動により、日々新たな地域文化が誕生しています。

## 基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成 18 年度	平成 23 年度 (20～23 年度平均)	平成 29 年度
町内での芸術・文化鑑賞の機会の年間延回数	7 回	4.8 回 (20～23 年度平均)	10 回
おうむ陶芸工房の年間延利用者数	586 人	424 人	600 人



## 基本施策の体系

### 【基本施策】

芸術・文化の振興

### 【単位施策】

1 歴史文化の保存と継承

2 芸術・文化活動の促進

3 新たな文化の創造

## 単位施策の内容

### 1 歴史文化の保存と継承

町内の貴重な歴史文化遺産や史料を後世に継承していくため、文化財指定制度を検討するとともに、調査研究、発掘・記録収集、保存措置、町民への周知、収蔵・展示施設の設置などを系統的に進めます。



→雄武町郷土資料

### 2 芸術・文化活動の促進

映画や音楽、演劇等の鑑賞会など、町民が身近に優れた芸術・文化にふれる機会を充実させていくとともに、陶芸など、町民の自主的な芸術・文化活動を支援します。



↑芸術文化公演事業



↑町民文化祭「芸能発表」



↑町民文化祭「作品展示」

### 3 新たな文化の創造

近代化遺産や産業技術、生活民芸品、アイヌ文化、更には趣味活動やエピソードに至るまで、これまで評価されていない潜在的な文化資源の発掘に努め、新たな文化資源として、活用します。



政策目標別後期基本計画

# 4 うるおい・雄武

～生活環境・生活基盤の充実～

環境の保全

交通体系の整備

上・下水道の整備

住環境の整備

消防・救急・防災体制の強化

防犯・交通安全の推進

情報通信網の整備・充実

# 環境の保全

## 取り巻く環境の変化

豊かな自然を後世に引き継ぎ、生物多様性を確保していくことは、現代を生きる私たちの責務です。また、流水量の減少などにつながる地球温暖化など、地球環境問題は身の回りにもあり、「地球的規模の思考と足元からの行動」が大切です。

町民と行政が協働で美しい景観づくりを進めていくことが大切です。また、悪臭、水質汚濁など、公害防止対策にも引き続き取り組んでいく必要があります。

ごみについては、分別収集の拡大を図るとともに、指定袋・指定シールでの有料化も進めてきました。3R<sup>\*</sup>の推進や埋立処分場の延命、さらには長期的なごみ処理体制の確立が課題になっています。

水洗化されていない家庭のし尿については、処理施設の適切な維持管理と長期的なし尿処理体制の検討が課題です。

近年、石油由来エネルギーに代わる「再生可能エネルギー」の活用に向けた取り組みが各地で進められており、わが町でも、推進していく必要があります。

※リデュース（減量化）、リユース（そのままの状態での再利用）、リサイクル（加工して再生利用）



## めざす雄武の姿

生態系や水、資源、エネルギーなど自然の循環メカニズムが保全されるとともに、公害がなく、美しい景観のまちづくりが進められています。

## 基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 29 年度
環境保全関係各種規制区域面積 (自然環境保全地域・鳥獣保護区)	735ha	732ha	732ha
町が把握する町民の景観形成・環境美化・公害等監視活動の年間開催回数	0回	1回	4回
公害発生件数	0件	0件 (20～23年度累積)	0件
不法投棄発生件数	3件	1件 (20～23年度累積)	0件
1人1日当たりの家庭ごみ排出量	783g	848g	780g
ごみリサイクル率	26.6%	23.7%	30%
最終処分場の年間埋立量	1,792.1m <sup>3</sup>	1,632m <sup>3</sup>	1,500m <sup>3</sup>



## 基本施策の体系

【 基本施策 】

環境の保全

【 単位施策 】

1 自然環境の保護・再生

2 地球環境保全対策の推進

3 景観形成・環境美化・公害防止の推進

4 ごみ・し尿処理の推進

5 エネルギーの有効利用

## 単位施策の内容

### 1 自然環境の保護・再生

貴重な生態系の維持に向け、希少生物や在来種の調査・保護、外来種の移入防止・駆除対策、魚道の確保など、必要な保全・再生に配慮します。

### 2 地球環境保全対策の推進

地球環境保全意識を啓発するとともに、公共部門が率先してクール・ウォームビズやグリーン購入※など具体的な行動を実践し、まちぐるみの取り組みにつなげます。

※ 購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

### 3 景観形成・環境美化・公害防止の推進

魅力的な景観づくりに向け、環境美化活動や花の景観づくり、不法投棄の監視活動などの取り組みを進めます。また、各種公害や健康被害の未然防止に向け、関係機関と連携しながら、監視・指導を強化します。

### 4 ごみ・し尿処理の推進

ごみの適正処理体制の確立と、容器包装ごみの適正分別排出での資源化率向上を進め、埋立ごみの減量化により最終処分場の延命化につなげます。また、3Rを推進し、環境にやさしく、ごみを出さないライフスタイルを拡大していきます。

し尿については、適切な処理体制を維持するとともに、関係市町村とともに、長期的な処理のあり方について協議を進めます。



### 5 エネルギーの有効利用

省エネルギー機器の利用、照明や空調の適正管理など、省エネルギーを啓発するとともに、太陽光、農林漁業有機物資源のバイオ燃料（バイオエタノール、木質バイオマス等）など、再生可能エネルギーの活用について検討を進めます。

# 交通体系の整備

## 取り巻く環境の変化

道路網については、前期計画期間は、道道美深雄武線の整備が進められるとともに、町の事業としては、町道の日の出幹線、緑町1号線、元沢木中央線などの整備、除雪事業やロードヒーティング改修などを進めてきました。自動車交通の発展は、町の産業や生活水準の向上に欠かせないことから、今後も、国・道と連携しながら、計画的な整備を進めるとともに、除雪や凍結路面などの冬道対策を一層充実していく必要があります。

公共交通については、町民の交通手段である2本のバス路線の確保のため、バス事業者に対し支援を行っています。人口減少やマイカーの普及などにより、乗車率は厳しい状況ですが、通勤・通学、買物、通院などの重要な交通手段であるため、現行路線の維持・確保が求められます。

空路は、平成12年から就航されている羽田紋別直行便が、搭乗率低下のため、平成23年10月から、冬季の新千歳線振替を余儀なくされています。その対策として、平成24年7月から、町民や旅行者を対象とした雄武町オホーツク紋別空港利用促進助成事業を実施していますが、こうした事業を周知しながら、羽田紋別直行便の維持確保を図っていくことが求められます。

花や緑と調和した道路景観づくりや、人にやさしい道づくりなど、道路環境の質的な向上を図ることが必要であるとともに、公共交通についても、可能な限り、福祉的な対応を進めていくことが必要です。



## めざす雄武の姿

冬道対策など道路環境の向上と公共交通の確保が図られています。

## 基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成18年度	平成23年度	平成29年度
町道延長	261.5km	269.4km	271.8km
町道改良率	79.6%	80.6%	80.7%
町道舗装率	57.1%	59.8%	60.2%
除雪の満足度	38%	39%	50%
民間バスの路線数	2路線	2路線	2路線
羽田紋別直行便運航期間	通年	9カ月	通年



## 基本施策の体系

【 基本施策 】

交通体系の整備

【 単位施策 】

1 道路環境の向上

2 公共交通の維持・確保

## 単位施策の内容

### 1 道路環境の向上

生活環境の改善や産業の振興に結びつく路線の維持・確保を図ります。また、除雪や路面凍結対策、堆雪対策、吹雪対策など、冬の安全対策を強化するとともに、道路橋の長寿命化のための修繕を順次進めます。

また、歩道や交通安全施設の設置、沿道景観づくりなど、人と環境にやさしい道づくりを進めます。



↑ 道路整備



↑ 除排雪作業

### 2 公共交通の維持・確保

町内や近隣市町村へのアクセス手段として、バス路線を維持・確保するとともに、オホーツク紋別空港からの空路の利用促進を図ります。



↑ 民間バス



↑ オホーツク紋別空港

# 上・下水道の整備

## 取り巻く環境の変化

わが町の水道は、昭和33年に市街地で、49年に沢木地区で、50年に幌内地区で給水が開始されました。農村部では専用水道及び4つの営農用水が整備されています。

この間、青葉第二浄水場の更新などを柱とした雄武地区簡易水道第3期拡張事業（平成18～21年度）や3簡易水道の統合（平成23年度）などを行いました。今後も、良質で安全な水を安定的に供給していくため、漏水箇所に関する調査を継続的に進めるとともに各施設の更新などを進めていく必要があります。

雄武・魚田地区で平成3年度から公共下水道事業に着手し、町人口に対する普及率や、整備区域内の水洗化率は8割を超えるようになりました。

また、平成24年度からは、公共下水道認可区域以外に住む町民に対する合併処理浄化槽の設置、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の補助を実施しています。

清らかな川や美しく豊かな海を次世代に引き継ぐとともに、快適な居住環境を確保するために、公共下水道や合併処理浄化槽を一層普及していく必要があります。



## めざす雄武の姿

良質な水が安定して供給されるとともに、生活排水が適切に浄化され、清らかな水辺環境と快適な居住環境が確保されています。

## 基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成18年度	平成23年度	平成29年度
水道普及率	90.9%	93.1%	95%
水道有収率	69.7%	63.2%	70%
水道の満足度	50%	50%	70%
下水道人口普及率	73.1%	75.1%	77%
水洗化率	78.7%	80.9%	82%
下水道の満足度	42%	45%	60%
合併処理浄化槽補助延べ件数	—	—	35基 (25～29年度)



## 基本施策の体系

【 基本 施 策 】

上・下水道の整備

【 単 位 施 策 】

1 水道の安定供給

2 下水道の普及促進

## 単位施策の内容

### 1 水道の安定供給

水源地域の環境整備などにより、水質を保全するとともに、施設の更新を計画的に進めます。また、日常業務の効率化などにより、安定した水道事業を運営します。



↑青葉第二浄水場内「設備機器」



↑青葉第二浄水場内「設備機器」

### 2 下水道の普及促進

公共下水道の整備と施設の適切な管理・更新を進めるとともに、その必要性や有効性を啓発し、水洗化を働きかけます。また、日常業務の効率化などにより、安定した公共下水道事業を運営します。

また、合併処理浄化槽の設置、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、既設の浄化槽の適切な維持管理を促進します。



↑雄武浄化センター

# 住環境の整備

## 取り巻く環境の変化

わが町では、平成 16～27 年度を計画期間とする「住宅マスタープラン」、「公営住宅ストック総合活用計画」の両計画に基づき住宅施策を進め、近年では、町営緑町団地などの整備や修繕等を行いました。また、平成 22 年度には将来の更新コスト及び改修コスト縮減に向けた「公営住宅等長寿命化計画」を策定しています。

平成 23 年度からは、バリアフリー化を主目的とした住宅改修への経済的支援事業を勤労者世帯や子育て世帯などを対象に含めて「快適住まいづくり促進事業」として拡充し、定住促進や地域経済の活性化につながるよう、働きかけているところです。また、町外からの移住を促進するために、平成 21 年度からは、町有住宅を活用した「お試し暮らし事業」を開始し、平成 23 年度から、移住宅地の無償貸付及び無償譲渡制度を開始したところです。

わが町には民間の不動産業者がなく、住宅については口コミ情報による売買・貸借が主体となってい

る中で人口は減り続け、空き地、空き家、空き部屋は町内に多数あると考えられ、住宅情報を提供・コーディネートする仕組みの構築について検討していくことが今後の住宅対策として重要と言えます。

公園・緑地は、健康づくりや憩いの場として、また、町民や来訪者の交流の場として、さらには、災害時の避難場所として、重要な機能を担っています。今後も、地域住民の協力を得ながら、適切な維持管理と長寿命化に向けた施設・設備の補修等を進めていくことが大切です。

都市計画は、住宅や公共施設などが集中する市街地が生活空間や産業創出の場としての機能を効果的に発揮するために重要です。わが町では、雄武・魚田地区を都市計画用途地域に指定し、これまで大通り商店街、旧駅前周辺の一体的整備をはじめ、各種都市計画事業を進めてきました。今後も各種の手法を活用し、町民が安心して快適に生活できる住環境づくりを進めていくことが必要です。

## めざす雄武の姿

人と自然にやさしい良好な住宅が確保され、公園・緑地が充実し、機能的で魅力あふれる住環境が形成されています。

## 基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 29 年度
町営住宅管理戸数	295 戸	283 戸	281 戸
町営住宅建替戸数	0 戸	32 戸 (20～23 年度)	38 戸 (25～29 年度)
快適住まいづくり促進事業の延べ利用件数	—	60 件	300 件 (23～27 年度)
お試し暮らし事業の延べ利用件数	—	7 件 (21～23 年度)	15 件 (25～29 年度)
公園の満足度	49%	52%	70%



## 基本施策の体系

【基本施策】

住環境の整備

【単位施策】

1 良好な住宅・宅地の供給

2 良好な住生活の確保

3 公園・緑地の充実

4 都市計画の推進

## 単位施策の内容

### 1 良好な住宅・宅地の供給

住宅ニーズに対応するため、公営住宅の計画的な建替えと適切な維持管理を進めます。また、住宅取得希望者が円滑に住宅を取得できるよう、国・道・町の支援制度の利用を促進します。

### 2 良好な住生活の確保

バリアフリー化や耐震性能、省エネルギーなどの住宅の基本性能向上による、良好な住まいづくりに向けた町民の取り組みへの支援を進めます。また、お試し暮らしの利用を促進するとともに、公共・民間による宅地・住宅の分譲・賃貸に関する情報の集約・提供、コーディネートのしくみづくりを進めます。



↑お試し暮らし用住宅「宮の森荘」

### 3 公園・緑地の充実

わが町の公園・緑地の魅力を保てるよう、町民と協働しながら、芝や樹木の手入れ、施設・設備の補修など、適切な管理運営を進めます。



↑宮の森公園

### 4 都市計画の推進

限られた財源の中で、真に有効な都市計画事業を実施し、自然環境と調和した魅力ある市街地形成を進めていきます。空き家・空き地の有効活用や、災害予防対策、個性的で美しい景観づくりなどの取り組みを進めるとともに、居住地の明確化により各種行政、郵便・流通等公益サービスの充実に向けた住居表示の調査事業を実施します。

# 消防・救急・防災体制の強化

## 取り巻く環境の変化

わが町では、昭和29年、47年に2度の大火を経験するとともに、風水害や雪害による建物の倒壊・浸水等も頻繁に生じています。また、2万人近い尊い命が犠牲になった東日本大震災では、想定外の規模の災害がどこでも起こりうるものが改めて認識されました。オホーツク海沿岸は、目立った地震活動がなく、災害が比較的少ない地域と言われてきましたが、震度7クラスの直下型地震や10メートル級の津波、雄武川や幌内川のはん濫危険水位を超える豪雨、各地で同時多発する竜巻などは、決して絵空事ではなく、現実に関りうるものと考え、「減災」の視点に立って、対策を講じていく必要があります。

また、国民保護法や新型インフルエンザ等対策

特別措置法に基づく危機管理を進めていく必要があります。

消防・救急については、わが町では、紋別地区消防組合雄武支署による常備消防と、消防団による非常備消防が担っています。これまで、町民の生命・身体・財産を守るため、人員や車両・資機材等の充実に努めてきました。近年、町内で火災による犠牲者が出ており、町民への火災予防の一層の啓発が求められるとともに、今後も、消防・救急需要の多様化を受けて、広大な町域をカバーする体制の確保や、町外搬送体制の一層の強化、船舶事故対策などが重要です。



## めざす雄武の姿

地域ぐるみであらゆる災害・有事に対する備えが整うとともに、安心できる消防救急体制が確立しています。

## 基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 29 年度
防災活動の実践度（備品の準備、家具転倒防止策、家族との連絡方法の確認、防災訓練への参加、避難場所の確認の5項目平均）	25%	29%	40%
防災訓練の年間実施回数	未実施	1回	1回
自主防災組織数	0組織	1組織	35組織
消防団員数	100人	102人	110人
消防水利充足率	100%	100%	100%
救急救命士数	2人	6人	8人



## 基本施策の体系

### 【基本施策】

消防・救急・防災体制の強化

### 【単位施策】

1 災害予防対策・危機管理対策の強化

2 応急体制の強化

3 消防・救急体制の充実

## 単位施策の内容

### 1 災害予防対策・危機管理対策の強化

東日本大震災の教訓を踏まえて地域防災計画の改定を進めるとともに、町民・行政職員の防災・危機管理意識を高め、知識・技術を普及します。治山・治水、耐震改修など必要な予防対策事業を進めるとともに、地区や事業所での自主防災組織の育成を急ぎ、災害時要援護者一人ひとりへの個別支援の体制づくりを進めます。

### 2 応急体制の強化

大災害・有事の際、初動を迅速・的確に対応できるよう、情報伝達や避難、応援要請、医療救護などの応急体制を充実します。

### 3 消防・救急体制の充実

町民の防火意識の高揚、救急・救命に関する知識・技術の普及を一層進めるとともに、消防職員・消防団員の育成・確保を図ります。また、平成27年度が期限とされる電波法改正に伴う消防救急無線のデジタル化への対応を急ぐとともに、消防救急車両・資機材・消防水利の計画的な整備・更新を進めます。



↑ AED 講習



↑ 消防演習

# 防犯・交通安全の推進

## 取り巻く環境の変化

地域における人間関係の希薄化が進み、犯罪の抑止機能が低下しつつあります。わが町の犯罪発生率は高くはありませんが、人口当たりの発生率は増加傾向にあります。今後も、警察をはじめ、防犯協会、暴力追放運動協議会など関係諸団体、家庭、学校、地域等と緊密な連絡体制を築き、多様化する犯罪の防止に努め、地域ぐるみの防犯体制を強化していくことが必要です。

平成21年9月に消費者庁が発足したこともあり、近年は消費者講演会など消費者教育に力を入れていますが、全国的に、悪質商法や振り込め詐欺などが後を絶たず、引き続き、消費者保護施策の継続が必要です。

車社会といわれる現代、運転免許所持者の増加や、通過交通量の増大、高齢化の進展などにより交通安全対策の重要性は日々高まってきています。

北海道は、人口当たりの交通事故発生件数は特に多いわけではありませんが、自動車の平均走行速度が速く、アイスバーン、吹雪など気象の影響もあって、たびたび、交通事故死亡者数の全国ワーストとなっています。興部警察署管内においても、死傷事故が多数発生しており、地域ぐるみでの交通安全対策は、大変重要です。



## めざす雄武の姿

地域ぐるみで防犯や交通事故防止に取り組み、犯罪や事故のない安全なまちが実現しています。

## 基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成18年度	平成23年度 (20～23年度平均)	平成29年度
犯罪発生件数	17件	16件 (20～23年度平均)	0件
治安の満足度	45%	57%	70%
交通事故発生件数	6件	5.8件 (20～23年度平均)	0件
交通安全対策の満足度	42%	47%	60%



## 基本施策の体系

【 基本 施 策 】

防犯・交通安全の推進

【 単 位 施 策 】

1 防犯体制の強化

2 交通安全対策の推進

## 単位施策の内容

### 1 防犯体制の強化

防犯灯・街路灯など防犯施設を充実するとともに、警察など関係機関と連携し、地域住民の協力を得ながら、地域ぐるみの防犯対策を進めます。また、消費者被害防止の体制づくりを進めます。



↑ 各関係団体合同による暴力追放運動

### 2 交通安全対策の推進

警察や交通安全推進委員会・交通安全協会・交通指導員会など関係諸団体、家庭、学校、地域等と緊密な連絡体制を築き、交通安全教室などを通じた啓発活動や交通安全施設の整備を継続的に進めます。



↑ 保育所交通安全教室



↑ 交通安全旗の波運動

# 情報通信網の整備・充実

## 取り巻く環境の変化

情報化については、町では、平成15年度に「地域公共ネットワーク」（町内各公共施設のパソコンを結ぶ通信ネットワーク）の整備や、「総合行政ネットワーク（LGWAN）」（中央官庁と地方自治体を結ぶ通信ネットワーク）への接続を進めたのに続き、平成21～23年度にかけて、公設民営方式で町内全居住域へ光ファイバー網の敷設を図り、ブロードバンド（高速・大容量通信基盤）を広く町民が利用できる環境を実現しました。あわせて、地上波テレビ放送のデジタル化に対応した難視聴地域の解消も図りました。平成24年度には、これらの情報通信基盤をどのようにまちづくりにも有効活用していくかの展望を示す地域情

報化計画の策定を進めています。

携帯電話、パソコンなど、情報通信技術の飛躍的な発展は、私たちの暮らしを便利にしてくれますが、一方で、利用の有無による情報格差や、わかりづらい課金システムによる無駄な出費、プライバシーの侵害など負の側面もあります。

町民が、複雑な機器・システムをストレスなく、浪費なく、有益に活用していけるよう、情報教育にも力を入れていく必要があります。



## めざす雄武の姿

誰もが自分に必要な情報を、適正コストで、都会と同じように入手・活用でき、豊かな生活の実現や活力ある産業の振興につなげています。

## 基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成18年度	平成23年度	平成29年度
地域情報化の満足度	16%	17%	25%
町ホームページの年間アクセス件数	43,250件	89,668件	150,000件



## 基本施策の体系

【 基本 施 策 】

情報通信網の整備・充実

【 単 位 施 策 】

1 地域情報化の推進

2 行政情報化の推進

## 単位施策の内容

### 1 地域情報化の推進

高度情報通信基盤を適切に保守管理していくとともに、情報通信技術の都度の進化にあわせて、必要な更新投資の実施を検討していきます。携帯電話のアンテナなど、民間の情報通信基盤についても、公益的インフラという観点から、災害対応など充実を働きかけていきます。

また、町民が、高度情報通信基盤を有効に活用していけるよう、情報教育を推進します。

### 2 行政情報化の推進

雄武町公共ネットワーク（総合行政ネットワーク、地域公共ネットワーク）やその他の情報システムを適切に保守管理していくとともに、更新時等にあわせて、個別システムの連携や統合を進めていきます。

また、平成26年度に予定されている社会保障カードの導入への対応を図るとともに、人工衛星を活用した地図情報の一元化（統合型GIS）、全国市町村での情報データの共有・管理（自治体クラウド）などの新技術の導入を検討していきます。





政策目標別後期基本計画

# 5 ささえあい・雄武

～協働によるまちづくりの推進～

町民主体のまちづくりの推進

多様な交流の促進

効果的・効率的な行政経営

# 町民主体のまちづくりの推進

## 取り巻く環境の変化

わが町には、35の自治会があり、様々な地域活動の基本的な担い手となっています。また、環境や防災、福祉、まちづくりなど特定のテーマで多様な町民団体が活躍しています。東日本大震災により、私たちは「共助」の大切さを改めて認識し、また、少子高齢化が進む中で、独居高齢者等に対する地域での見守りの重要性を日々実感しています。町民が地域で安心していきいきと暮らしていくために、こうした地域住民活動の発展は不可欠です。

北海道の市町村では、歴史的経緯から、「官主導の地域経営」とその結果としての「地域住民の官依存」の風潮が長く続いてきました。しかし、国家財政の悪化から、地方交付税などの依存財源が十分に見込めない中で、「多くの知恵」、「多くの手」を持ち寄り、町民と行政が協働でまちづく

りを行わなければ、「長期的に安定した地域経営」を行えない時代が来ています。町民一人ひとりの協力が必要です。

「町民と行政の協働のまちづくり」のためには、町民に行政情報を広く周知し、町民の声をできるだけ多く聞き、施策に反映することが重要です。そのためには、多様な手段での広報と、幅広い広聴活動を行っていく必要があります。

また、町民の知る権利を保護し、行政の説明責任を果たすため、行政文書について町民が知りたい情報を迅速・的確に公開していくことも必要です。



## めざす雄武の姿

町民と行政が協働で、連帯感と情熱あふれる地域づくりを進めています。

## 基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 29 年度
自治会の世帯加入率	95%	95%	現状維持
「広報おうむ」をいつも読んでいる世帯の割合	未調査	83.5%	90%
まちづくり町民委員会（仮称）の設置	未設置	未設置	設置
各種委員会への公募委員の参加人数	5人	2人 (20～23年度累積)	20人 (25～29年度累積)
町民主導イベントの数	3 (サンライズ王国・WISS・ECO)	3 (サンライズ王国・WISS・ECO)	4



## 基本施策の体系

【基本施策】

町民主体のまちづくりの推進

【単位施策】

1 地域づくり活動の促進

2 まちづくり情報の共有化

3 町民との協働体制の構築

## 単位施策の内容

### 1 地域づくり活動の促進

地域住民の連帯意識・自治意識を高めるため、自治会活動や、各種のテーマ型地域づくり活動の活性化を働きかけます。特に、自治会単位による高齢者の見守り機能の充実やボランティア組織の育成などについての取り組みを働きかけていきます。また、町民主導の地域づくりイベントに対する支援に努めていきます。

### 2 まちづくり情報の共有化

広報おうむや町民向け予算書・決算書、雄武町ホームページ、職員による「ドコデモまちづくり講座」など、様々な広報・広聴手段を充実し、町民との情報共有を進め、町民が知りたい情報を分かりやすく伝え、町民の声を的確に行政運営に反映していきます。

また、個人情報保護に十分留意しながら、行政情報を積極的に公開していきます。



↑ 分かりやすい「予算書・決算書」



↑ 町広報紙「おうむ」

### 3 町民との協働体制の構築

計画策定や法制度の検討、施策及び事業の検討・評価などにあたっては、可能な限り、全町自治会長会議や地区別町政懇談会、町民からの政策公募、審議会等の委員公募、パブリックコメント、ワークショップ、まちづくり町民委員会（仮称）など多様な手法により町民参画を進め、町民の理解・協力を得ながら企画・立案し、策定・制定後の協働の取り組みにつなげます。



↑ 全町自治会長会議

# 多様な交流の促進

## 取り巻く環境の変化

国際交流については、これまで、外国語指導助手（ALT）の招へいや、青少年海外派遣研修（平成13年度で終了）を行うとともに、平成11年度からオホーツク国際人材交流協同組合が中国人実習生を受け入れ、産業や文化面での国際交流につながっています。今後も、国際化に対応した人材の育成を一層進めるとともに、外国人も暮らしやすい、外国からの訪問者にも喜ばれるまちづくりを展開していくことが必要です。

地域間交流については、佐賀県武雄市、栃木県益子町との交流や、札幌・東京雄武会とのふるさと交流のほか、「サンライズベースボールカーニバル」や移住希望者のお試し暮らしなど、様々な取り組みを進めています。国内の諸地域との交流は、

相互の自治体の足りない分野を補完し、交流が深まることによって思わぬ効果を得ることも多く、まちづくりの大きな契機になることもあるため、今後も取り組みを進めていくことが重要です。

男女共同参画については、「男女共同参画社会基本法」や「北海道男女平等参画推進条例」など、法制度の整備は進んでいますが、まだ社会全般には性別役割分担の意識や慣習が残っており、それが女性の多様な生き方を阻害しています。男女が、性別に関わりなく、お互いを理解・尊重し、その個性と能力を十分に発揮できるよう、啓発や実践活動を行っていくことが必要です。



## めざす雄武の姿

多様な分野で交流が進み、地域のエネルギーとなっています。

## 基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成18年度	平成23年度	平成29年度
直近の1年間に外国人と交流した割合	13%	13%	20%
国際・地域間交流の満足度	15%	14%	20%
委員会等への女性の参画率	9.2% (17年度)	8.7%	13.2%
男女共同参画の満足度	12%	12%	20%



## 基本施策の体系

【基本施策】

多様な交流の促進

【単位施策】

1 国際交流の促進

2 地域間交流の促進

3 男女共同参画の推進

## 単位施策の内容

### 1 国際交流の促進

外国語指導助手（ALT）や中国人研修生などとともに、文化・芸術活動や、スポーツ活動、産業振興などでの多様な国際交流を進めます。



→ALTと保育所園児との交流

### 2 地域間交流の促進

これまで実施されてきた地域間交流を継承するとともに、新たな交流の拡大を働きかけていきます。



↑ふる郷ふれあい交流会



↑ふるさと会（東京・札幌）

### 3 男女共同参画の推進

男女共同参画に関する意識啓発や、男女がともに働きやすい条件整備を働きかけるとともに、ドメスティックバイオレンス※などの相談や関係機関との連携の体制を強化します。また、女性が委員会等に参加しやすい環境づくりなどを通じて、女性の意見を積極的にまちづくりに反映させていきます。

※配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合に、配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含みます。

# 効果的・効率的な行政経営

## 取り巻く環境の変化

平成の大合併に際し、自主・自立を選択したわが町では、国や道からの財政支援が縮減される中、予算編成の枠配分方式の導入や行政評価による事業のスクラップ&ビルド等を通じ、不断の行財政改革に努めてきました。また、町民の立場に立った「顧客志向」の行政組織を確立するため、平成21年度に策定した「雄武町人材育成基本方針」に沿って、職員一人ひとりの意識改革や能力開発に努めています。サブプライムローン問題や東日本大震災による景気の低迷など、地方行財政をとりまく環境が厳しさを増す中で、引き続き、徹底した行財政改革、職員改革を進めていくことが必要です。

現在、わが国では、平成12年の第一次地方分権改革に続く第二次地方分権改革が進行中であり、国が義務づけ・枠づけを行っている大半の法

制度に関し、市町村が独自に条例を規定すれば町民に最も身近な市町村において行うことを原則とする方向となっています。今後、地域の特性や課題を踏まえたまちづくりを推進するために有効な事務事業については、権限移譲を受けていくことが求められています。



## めざす雄武の姿

職員の意欲・能力の向上が図られ、効果的・効率的な行政組織が実現し、町民本位の自立した行政経営が行われています。

## 基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 29 年度
行政改革の進捗率	87%	87%	90%
外部評価委員会の設置	未設置	未設置	設置
職員数	132人	133人	133人
財政状況の町民周知回数	2回/年	6回/年	6回/年
地方税収納率	92.8%	91.5%	93%



## 基本施策の体系

【基本施策】

効果的・効率的な行政経営

【単位施策】

- 1 計画行政の推進
- 2 職員の活性化
- 3 地方分権型行政の推進
- 4 財政の安定化

## 単位施策の内容

### 1 計画行政の推進

本総合計画や各種分野別計画に基づく政策・施策・事業は、総合計画策定審議会をはじめ、まちづくり町民委員会（仮称）などによる町民関与を高めるとともに、庁内組織の横断的な連携や総合調整を行います。行政評価は、総合計画実施計画・財政計画、予算編成と連動させ、施策・事務事業の改善・見直しを都度行うとともに、内部評価と合わせて町民等による外部評価の実施をめざしていきます。



↑ 総合計画策定審議会

### 2 職員の活性化

行政ニーズに適切に対応できる能力や資質を備えた職員の育成と、職場の活性化を図るため、職員研修の充実や、意欲や能力を重視した適材適所の人材配置、職員提案制度の活用などを進めます。

### 3 地方分権型行政の推進

国・道からの更なる事務・権限の移譲に対応するため、必要な部門への職員の重点配置など、行政組織の随時見直しを進めます。また、公共施設の計画的な維持・更新、需要の変動に対応した転用・複合利用を随時検討するとともに、管理運営等の公共サービスの実施は、指定管理者制度や民間移譲などにより、地元展開を基本にした民間運営を進めます。さらに、広域連携による事務事業の効率化にむけ、引き続き研究を進めます。

### 4 財政の安定化

未納者対策の強化などにより税・使用料等の収納率を向上させるなど、財源確保対策を進めるとともに、民間委託などの行政改革の推進や徹底した経費節減などにより、経常経費や投資的事業費を適切な水準に抑制していきます。また、財政状況は、随時、町民にわかりやすく周知します。



→ 町広報紙による財政状況の公表